

# 令和6年度



## 集落・町民・企業支援 ガイドブック



### 南会津町



※ は国県等による支援事業です。  
 (新) は新規事業です。

## 集落（行政区）・町民（個人・団体）に対する支援事業

### ◆コミュニティ

- 元気のでる地域づくり支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- ※ 地域創生総合支援事業（サポート事業）～ 一般枠 ～・・・・・・・・ 2 頁
- ※ 地域創生総合支援事業（サポート事業）～ 過疎・中山間地域活性化枠 ～・・・ 3 頁
- ※ コミュニティ助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁

### ◆生活環境

- 有害鳥獣被害防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
- 鳥獣被害防止施設資材貸与事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 頁

## 集落（行政区）に対する支援事業

### ◆コミュニティ

- 集落応援交付金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁
- 集落担当職員配置制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 頁
- 集落集会施設建設補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁

### ◆生活環境

- 防犯灯設置補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 頁
- ごみ集積所整備事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 頁

### ◆農林業

- 集落維持発展支援事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 頁
- ※ 多面的機能支払事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 頁
- ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 頁
- 林道等維持集落活動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 頁

## 町民（個人・団体）に対する支援事業

### ◆生活環境

テレビ難視聴地域解消事業費補助金	16頁
防災行政無線戸別受信機貸与事業	17頁
高齢者世帯等除雪支援事業	18頁
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	19頁
住宅用太陽光蓄電システム設置費補助金	20頁
危険空き家等除却事業補助金	21頁
定住促進すまいる補助金	22頁
木造住宅耐震診断促進事業	23頁
木造住宅耐震改修促進事業	24頁
ブロック塀等改修助成事業	25頁

### ◆福祉・健康

はり・きゅう・マッサージ等施術所利用者助成事業	26頁
温泉施設利用助成事業	27頁
元気でゆうゆう温泉等利用助成事業	28頁
高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	29頁
高齢者生きがい活動支援通所事業	30頁
生活支援ショートステイ事業	31頁
自立支援ホームヘルプサービス事業	32頁
車いす同乗軽自動車貸出事業	33頁

### ◆結婚・出産・子育て

縁結びサポーター事業	34頁
⑨新婚生活エール事業	35頁
妊娠・出産21プロジェクト事業	36頁
不妊治療費・不育治療費助成事業	37頁
妊産婦医療費助成事業	38頁
パパママ応援交付金事業	39頁
保育所入所応援助成金事業	40頁
ベビーシート等貸与事業	41頁
子ども医療費助成事業	42頁
風しん予防接種等費用助成事業	43頁
子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業	44頁

## ◆農林業

※ 中山間地域等直接支払交付金	45頁
環境保全型農業直接支払交付金	46頁
農業等振興事業補助金	47頁
新規就農者支援事業補助金	48頁
チャレンジ農業支援事業補助金	49頁
林業従事者就業奨励事業	50頁
町産材利用住宅促進事業補助金	51頁

## ◆その他

会津・野岩鉄道利用促進事業	52頁
運転免許証自主返納者支援事業	53頁
奨学資金貸与事業	54頁
スポーツ大会出場選手激励金	55頁
各種大会等出場費補助金	56頁
まちづくり出前講座	57頁
おでかけ公民館事業	58頁
情報技術普及支援事業	59頁
⑨ 多言語パートナー登録制度	60頁

## 企業（個人・法人）に対する支援事業

### ◆企業支援・就労対策

まちなか空き店舗等利活用支援事業補助金	61頁
中心市街地にぎわいづくり事業補助金	62頁
ビジネスチャレンジ支援事業補助金	63頁
小規模事業者等活性化事業補助金	64頁
働き手確保支援事業補助金	65頁
信用保証振興資金融資制度信用保証料補給金	66頁
企業立地促進奨励金	67頁
地域活力創生事業補助金	68頁
帰郷支援事業交付金	69頁
林業雇用促進事業補助金	70頁

◆コミュニティ

## 元気のでる地域づくり支援事業

### 事業の目的・趣旨

地域力の維持・強化を目的として、地域住民が主体的に行う発展性・持続性の高い事業に対して補助金を交付する事業です。

### 支援の対象となる事業

【一般枠・集落枠・若者枠共通】

地域住民が自発的かつ創造的に実施する事業において、地域性、先駆性、他の団体との連携等の特性を有する事業を対象とします。

継続事業にあつては、明確な事業計画があることが必要です。

### 支援の対象者

町に住所を有する方が5人以上で構成し、町民が過半数以上で組織されている団体が対象です。

【一般枠】地域づくり活動を行う団体、NPO法人、運営委員会等の団体

【集落枠】集落及び集落から発展した団体で、その構成員の半数以上が事業の対象となる集落に居住する団体

【若者枠】団体の構成員の半数以上が18歳以上40歳未満である団体

### 支援の内容

【一般枠・集落枠】補助対象事業費の8/10以内で、限度額50万円

【若者枠】補助対象事業費の8/10以内で、限度額100万円

※国や県等の補助事業を受けている場合は、その補助金額を差し引いた額を補助対象事業費とします。

### 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係

TEL0241-62-6210

舘岩総合支所振興課 企画観光係

TEL0241-78-3330

伊南総合支所振興課 企画観光係

TEL0241-76-7715

南郷総合支所振興課 企画観光係

TEL0241-72-2900



◆コミュニティ

**福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)**  
**～ 一般 枠 ～**

**事業の目的・趣旨**

住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりの推進に寄与することを目的として、民間団体が行う地域振興の取組に対して補助金を交付する事業です。

**支援の対象となる事業**

地域の課題を踏まえ、地域の特性を生かして行う広域的な視点に配慮された事業や、先駆的・モデル的な事業が対象です。

**支援の対象者**

地域づくりに関する事業を実施する民間団体(実行委員会等)が対象です。

**支援の内容**

区分	補助対象事業費の下限	補助率	補助金上限
一般事業	50万円以上	3/4以内	500万円
地域間交流事業※	50万円以上	3/4以内	700万円

※地域間交流事業とは、主な事業活動場所となる振興局管内以外の特定の地域や団体との交流事業

**問い合わせ先(担当部署)**

【県担当部署】

南会津地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 TEL0241-62-5265

【町担当部署】

総合政策課 地域振興係 TEL0241-62-6210  
 舘岩総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-78-3330  
 伊南総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-76-7715  
 南郷総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-72-2900





◆コミュニティ

**福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)**  
**～ 過疎・中山間地域活性化枠 ～**

**事業の目的・趣旨**

元気で賑わいのある地域づくりを目指し、集落などが行う地域の再生・活性化の取組に対して補助金を交付する事業です。

**支援の対象となる事業**

【集落等】

- ①集落等再生事業（単なる維持修繕は除く。）
- ②集落等再生計画策定事業

【民間企業・協定団体】

- ③スタートアップ支援事業（収益事業）

**支援の対象者**

集落課題の解決や地域づくりに関する事業を実施する集落が対象です。

**支援の内容**

区 分	補助対象事業費の下限・補助率等	補助金上限
①集落等再生事業	25万円以上で 4/5 以内	500万円
②の計画に基づく 事業の実施	100万円まで 10/10 以内	500万円
	100万円を超える額は 4/5 以内	
②集落等再生計画策定事業	下限は設けず 10/10 以内	30万円
③スタートアップ支援事業	20万円以上で 9/10 以内	300万円

**問い合わせ先(担当部署)**

【県担当部署】

南会津地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 TEL0241-62-5265

【町担当部署】

総合政策課 地域振興係 TEL0241-62-6210  
 舘岩総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-78-3330  
 伊南総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-76-7715  
 南郷総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-72-2900



◆コミュニティ

**コミュニティ助成事業  
(一財)自治総合センター実施事業)**

**事業の目的・趣旨**

地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進及び地域文化への支援等に対して助成を行う事業です。

**支援の対象となる事業**

次の事業を対象とします。

- ①一般コミュニティ助成事業：コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関するもの。
- ②コミュニティセンター助成事業：コミュニティ活動に必要な集会所等の建設や大規模修繕に関するもの。
- ③地域防災組織育成助成事業：関地域の防災活動に直接必要な設備等の整備（ア. 自主防災組織育成助成事業）にするもの。

**支援の対象者**

町が認めるコミュニティ組織（集落など。）が対象です。

**支援の内容**

区分	補助率	助成額
①一般コミュニティ助成事業	10/10以内	100～250万円
②コミュニティセンター助成事業	3/5以内	限度額 1,500万円
③地域防災組織育成助成事業 (ア. 自主防災組織育成助成事業)	10/10以内	30～200万円

**問い合わせ先(担当部署)**

総合政策課 地域振興係	TEL0241-62-6210
舘岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900





◆生活環境

## 鳥獣被害防止対策事業

### 事業の目的・趣旨

鳥獣による農作物等への被害を防止し、農業生産者の生産意欲の向上と経営安定を図ることを目的とします。

### 支援の対象となる事業

鳥獣被害防止対策のための機材等の購入経費を対象とします。

### 支援の対象者

鳥獣から被害を受けている、または鳥獣から被害を受ける恐れのある個人、農業法人等または地区が対象です。

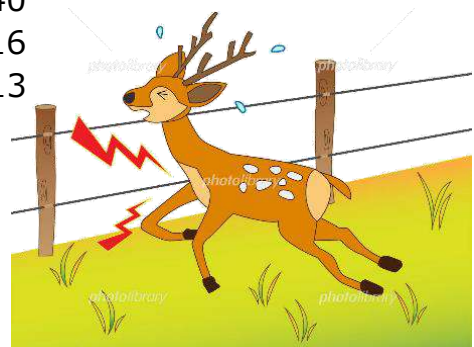
### 支援の内容

対象事業名	補 助 率		
	個 人	農業法人等	地 区
電気柵等	設置材料購入費の50% (上限15万円)	設置材料購入費の50% (上限30万円)	被害防除対策費の70% (上限70万円)
防護ネット	設置材料購入費の50% (上限10万円)	設置材料購入費の50% (上限20万円)	
柵の修繕	修繕材料購入費の50% (上限5万円)	修繕材料購入費の50% (上限10万円)	修繕材料購入費の50% (上限20万円)
追払い花火	花火購入費の50% (上限3万円)	花火購入費の50% (上限10万円)	材料購入費の70% (上限30万円)

※地区で申請する場合は、地区住民による合意形成、協力体制が整えられている必要があります。

### 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林政係	TEL0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-72-2113



◆生活環境

## 鳥獣被害防止施設資材貸与事業

### 事業の目的・趣旨

鳥獣が集落内に出没し、住宅周辺の農地や農作物等に与える被害の防止に向けた、組織的な取り組みによる侵入防止柵の整備を支援するため、資材等を貸与する事業です。

### 支援の対象となる事業

鳥獣被害防止対策のため集落環境診断を実施し、集落内の地域住民が共同で設置管理する侵入防止柵等の資材を貸与します。

### 支援の対象者

鳥獣被害防止対策のため集落環境診断を実施し、土地所有者及び受益者の合意形成が図られた集落が対象です。

### 支援の内容

#### 【集落単位での実施】

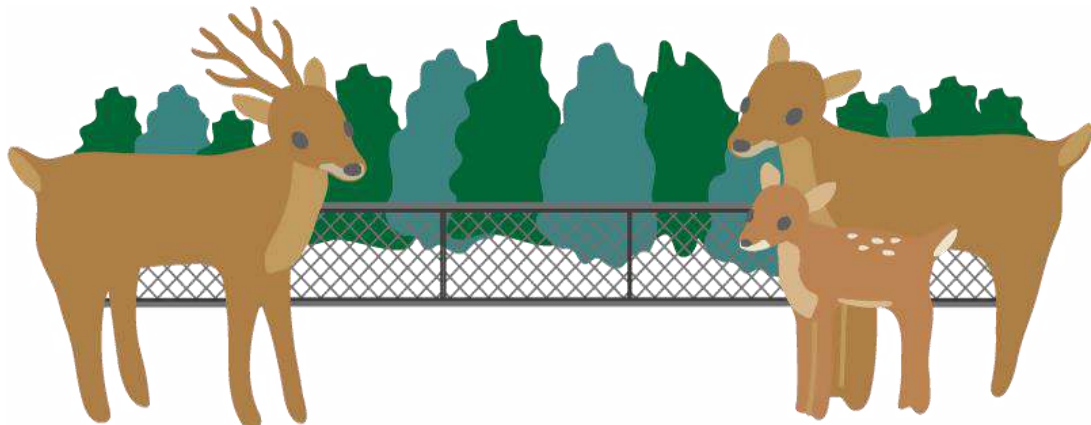
- ・電気柵・・・・・・・・・・ 貸与期間 8年
- ・ワイヤーメッシュ柵・・・・ 貸与期間 14年
- ・複合柵・・・・・・・・・・ 貸与期間 14年

資材の貸与のみで設置や管理は集落が実施します。

貸与期間中の修繕や維持管理等に係る経費は集落の負担になります。

### 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林政係	TEL0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-72-2113



◆コミュニティ

## 集落応援交付金事業

### 事業の目的・趣旨

地域の自主的かつ主体的な住民自治活動の推進と集落機能の維持強化を図ることを目的に、各集落が実施した事業数に応じて交付金を交付する事業です。

### 支援の対象となる事業

次の事業の実施が条件です。

区 分	事業内容	実施数
特別事業	集落の課題解決を目的とした事業	1事業以上
一般事業	集落のコミュニティ活動の維持・継続を目的とした事業	3事業以上

※高齢化率が50%を超える集落については、限定交付金を追加交付します。

※地区住民の所得向上につながる取組やごみ減量化の取組などの先進的事業を行う集落については特別交付金を交付します。

### 支援の対象者

町内の全集落

※区長が存在し、区の会計を有して集落活動を行っている集落を1集落とします。

### 支援の内容

区 分	交付金額	備 考
特別事業	1事業につき8万円	事業数に応じて交付金を加算 合計20万円が限度額
一般事業	1事業につき5千円	
特別交付金	1集落10万円	上限10集落

### 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係	Tel0241-62-6210
舘岩総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-72-2900



## 集落担当職員配置制度

### 事業の目的・趣旨

住民と行政による協働のまちづくりを推進し、集落の課題解決や地域活性化の取組を支援するため、各集落（区長等を設置している集落）にその集落を担当する町職員を配置し、行政と地域住民が協働で地域の課題解決に取り組むことを目的とします。

各種申請書等の作成補助や事業のアドバイス等を行い、集落課題の解決や集落機能の維持・継続、集落の活性化に向けた事業への取組を支援します。

### 支援の対象者

全集落（全集落に担当職員を配置しますので、必要なときにお声かけください。）

### 支援の内容

- ①集落と行政との定期的な連絡調整及び相談業務
- ②各種申請書及び実績報告書等の作成補助
- ③行政情報等の提供
- ④集落の情報収集に関すること。
- ⑤その他、集落活動の推進に関すること。

※実施主体はあくまでも集落であり、職員が企画から実動までを担うものではありません。

※事業の取組に向けたアドバイスや申請書・実績報告書などの事務的な手続きの支援が役割です。

### 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係 Tel0241-62-6210



◆コミュニティ

## 集落集会施設建設補助金

### 事業の目的・趣旨

集落が事業主体となり、集落が所有する集会所の新築や増改築等にあたり、その事業費に対して補助金を交付します。

### 支援の対象となる事業

- ①既設の集落集会所を補修改善する工事
- ②集落集会所の新築または増改築工事
- ③集落集会所に附帯する環境整備工事

### 支援の対象者

集落所有の集会所を有する集落  
 ※町と指定管理施設の運営に関する協定を締結している集落は対象外です。

### 支援の内容

対象事業	補助金額	備考
補修改善工事	事業費が15万円を超える場合に、当該事業費の50%以内の額	器具等の設備費を除く。
新築・増改築工事	当該事業費の50%以内の額 (限度額1,000万円)	用地買収費及び器具等の設備費を除く。
附帯する環境整備工事	事業費が30万円を超える場合に、当該事業費の50%以内の額 (限度額500万円)	用地買収費を除く。

※高齢化率による補助率加算あり。

### 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係	TEL0241-62-6210
舘岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900



## ◆生活環境

## 防犯灯設置補助金

## 事業の目的・趣旨

夜間における犯罪の発生防止と通行の安全を図ることを目的に、各集落が防犯灯を設置する際の経費に対し補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

防犯灯の新設または更新に係る経費を対象とします。

※新設とは、既設の電力柱・電話柱などを利用して防犯灯を設置する、あるいは新たに専用支柱を設け防犯灯を設置することであり、現状の防犯灯数を増やすことです。

※更新とは、防犯灯の老朽化（設置から10年以上経過したもの）に伴い、新たな防犯灯を付け替えることです。

## 支援の対象者

防犯灯を新設または更新する集落（行政区）が対象です。

## 支援の内容

設置費用の1/2以内（100円未満切捨て）

## 【限度額】

- ・既設の支柱を利用して防犯灯を設置する場合  
⇒ ソーラー街路灯…50,000円、LED灯…35,000円、LED灯以外…15,000円
- ・既に設置してある防犯灯を更新する場合  
⇒ LED灯…30,000円、LED灯以外…10,000円
- ・専用支柱を新設し防犯灯を設置する場合  
⇒ ソーラー街路灯…65,000円、LED灯…40,000円、LED灯以外…25,000円
- ・既に設置してある専用支柱を更新する場合  
⇒ ポールの更新…15,000円

## 問い合わせ先(担当部署)

住民生活課 消防交通係	Tel0241-62-6120
舘岩総合支所町民課 総務係	Tel0241-78-3320
伊南総合支所町民課 総務係	Tel0241-76-7711
南郷総合支所町民課 総務係	Tel0241-72-2111





## ◆生活環境

## ごみ集積所整備事業補助金

## 事業の目的・趣旨

町内のごみ集積所におけるごみの散乱の防止や秩序あるごみの排出により、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図る目的で、ごみ集積施設（ボックス）の整備に係る経費に対して補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

次に掲げる条件を満たして、ごみ集積施設の新設・更新・修繕に係る経費が対象となります。

- ①申請年度内に整備が完了すること。
- ②交通及び衛生上支障のない土地であり、地権者及び近隣住民の承諾を得ること。
- ③雨天や強風などの悪天候に耐えうる構造であること。
- ④地区の責任のもと、適正な維持管理に努めること。
- ⑤更新は、修繕によりボックスとしての機能を維持、回復がすることが困難と認められる場合のみ対象とする。

## 支援の対象者

ごみ集積施設の新設、更新または修繕をする集落（行政区）が対象です。

## 支援の内容

補助対象経費の1/2以内の額

補助限度額：新設・更新 10万円、修繕 5万円（修繕費用2万円以上が対象）

※予算の範囲内での補助となります

## 募 集 期 間

令和6年4月1日～令和6年6月30日

※申し込みが多く予算の範囲を超える場合は、緊急性等の審査を行い交付申請の対象を決定いたします。

## 問い合わせ先(担当部署)

環境水道課 環境衛生係	Tel0241-62-6140
舘岩総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-78-3335
伊南総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-76-7717
南郷総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-72-2114



◆農林業

## 集落維持発展支援事業補助金

### 事業の目的・趣旨

農地、農業用施設、水利環境等の保全と質的向上を目的として、集落が自主的かつ共同で取り組む水路及び農道等の農地農業用施設の維持修繕及び遊休農地の解消や有害鳥獣被害対策に係る事業に対し、補助金を交付する事業です。

### 支援の対象となる事業

農地農業用施設等の堆積土砂の撤去や破損施設の修繕、遊休農地の解消、有害鳥獣被害対策など、集落内の地域住民が共同で実施する事業を対象とします。

### 支援の対象者

水路及び農道等の農地農業用施設の維持修繕及び遊休農地の解消や有害鳥獣被害対策を行う集落が対象です。

### 支援の内容

- ・水路 ⇒ 泥上げ、施設の修繕、素掘り水路の改良、水路橋塗替
  - ・農道 ⇒ 砂利補充、側溝の泥上げ、施設の修繕、簡易舗装、素掘り側溝の改良
  - ・農地 ⇒ ほ場の改良、遊休農地解消
  - ・取水施設 ⇒ 堆積土砂撤去、ゲート設置、施設の修繕
  - ・間伐材利用 ⇒ 農業用施設に間伐材を利用した防護柵等の設置
  - ・有害鳥獣被害対策 ⇒ 材料代以外の有害鳥獣被害対策に要した経費
- ※支援事業補助金の交付は70万円を限度額とします。

また、補助率については、支援事業の内容によって補助率が違います。

### 問い合わせ先(担当部署)

農林課 農林土木係	TEL0241-62-6220
館岩総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-72-2113



◆農林業

## 多面的機能支払事業補助金

### 事業の目的・趣旨

地域ぐるみで農地や農業用施設（農業用排水路、農道、頭首工、ため池等）の保全管理を行い、共同活動や施設の長寿命化を目的とした活動や事業に対し、補助金を交付する事業です。

### 支援の対象となる事業

農地法面の草刈り、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充など「農地、水路等の資源の日常の管理」と水質保全、施設の軽微な補修、景観形成、生態系保全、有害鳥獣被害対策など「農村環境の向上に資する活動」を対象とします。

### 支援の対象者

個人の農業者、自治会、消防団、婦人会、老人会等が参加する活動組織が対象です。

### 支援の内容

区 分	内 容	交付金額
農地維持支払 交付金	遊休農地発生防止、農地法面・水路・農道の草刈り、水路・農道側溝泥上げ等の地域資源の保全活動	田：3,000円/10a 畑：2,000円/10a 草地：250円/10a
資源向上支払 交付金	①水路・農道等の軽微な補修 ②植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全 ③農業用水の水質調査、生きもの調査 ④有害鳥獣被害対策に係る活動	田：2,400円/10a 畑：1,440円/10a 草地：240円/10a

※多面的機能の更なる増進活動（遊休農地の有効活用等）への加算措置

田：400円/10a、畑：240円/10a、草地：40円/10a

※農地・水保全管理支払を含め5年以上実施した地区は、「資源向上支払」及び「多面的機能の更なる増進活動」の単価が上記単価の75%（3/4）となります。

### 問い合わせ先(担当部署)

農林課 農林土木係	Tel0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-72-2113



## ◆農林業

## ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金

## 事業の目的・趣旨

自然豊かな森林の再生、地域の振興と交流人口の拡大を目的としたヤマザクラ1万本の里づくり事業により、各地区が植樹したヤマザクラ苗木の育樹管理のための経費に対して、補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

地区で実施するヤマザクラ苗木の育苗管理における次の作業が対象です。

作業内容	回数	実施時期
①施肥	年1回	4月～5月
②下刈	年1回	6月～9月
③害虫駆除	年1回	6月～9月
④雪囲い	年1回	11月～12月
⑤枯損木の本数確認	年1回	10月～12月

※育樹管理作業に必要な資材及び材料費は、地区が準備するものとします。

## 支援の対象者

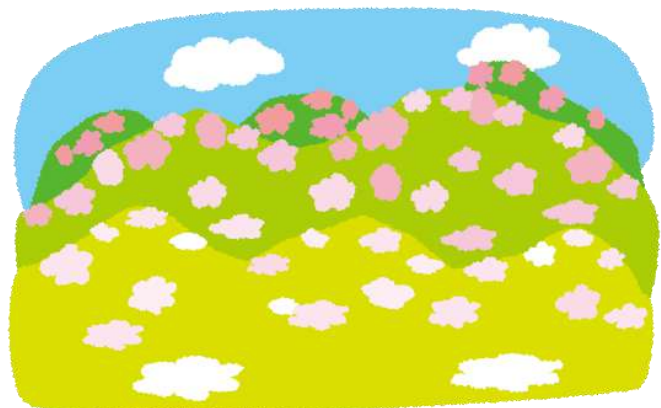
ヤマザクラ1万本の里づくり事業により、ヤマザクラ苗木を過去3年間に50本以上を植樹した地区が対象です。

## 支援の内容

補助金額：1,000円/本（上限20万円）  
補助期間：植樹の翌年から3年間となります。

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林政係 Tel0241-62-6220



◆農林業

## 林道等維持集落活動支援事業

### 事業の目的・趣旨

集落に存在する林道において、地域住民の協働による側溝の土砂上げ、草刈り等の維持管理に取り組むことにより、車や通行人の交通安全の確保及び林道災害の未然防止に努めることを目的とします。

### 支援の対象となる事業

林道において、地区で実施する次の作業が対象です。

対象作業	作業内容
①側溝の土砂上げ	側溝や路側に堆積した土砂の撤去
②草刈り	林道等の両脇 0.5m～1.0m
③路面の整備	施工延長 50m以上
④支障木の除去	林道等上に張り出した支障木の伐採

※ 1地区あたり1路線ごとに年1回とします。

### 支援の対象者

町が管理している林道等が存在する地区

### 支援の内容

申請年度における補助金総額は、1路線あたり最大50万円とし、対象作業を複数選択して実施することも可能です。

補助金額	注意
<ul style="list-style-type: none"> <li>●作業機械持ち込み</li> <li>①刈払い機 1,000円/時間</li> <li>②チェーンソー 1,000円/時間</li> <li>③運搬自動車 1,000円/時間</li> <li>④個人所有重機 10,000円/日</li> <li>●労務費 1,000円/時間</li> <li>●原材料費 砂利、骨材、レミファルト等</li> <li>●重機オペレーター 3,000円/時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①整備実施後、3年以内に間伐等の造林作業を行うことを条件とします。</li> <li>②路面整備、支障木除去を業者に委託する場合でも、地区住民と協働で実施することとし、作業に参加する住民の方の保険加入を条件とします。</li> </ul>

### 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林政係	TEL0241-62-6220
館岩総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-72-2113





## ◆生活環境

## テレビ難視聴地域解消事業費補助金

## 事業の目的・趣旨

地理的条件等によりテレビ放送の受信が困難な地域の解消を目的に、難視聴地域解消事業の経費に対して補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

難視聴地域の解消を図るため、テレビ共聴受信施設組合が共聴施設を設置、改修する事業を対象とします。

## 支援の対象者

テレビ共聴受信施設組合が対象です。

## 支援の内容

補助金額 = 総事業費 - (国等の補助金等の額 + (加入世帯数 × 35,000 円))

※算出された金額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額が補助金額になります。

※テレビ共聴受信施設組合の負担は、事業費に関わらず加入世帯数×35,000 円と 1,000 円未満の端数になります。

## 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 広報情報係	TEL0241-62-6210
舘岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900





## ◆生活環境

## 防災行政無線戸別受信機貸与事業

## 事業の目的・趣旨

自然災害に係る様々な情報や火災情報、その他町からの行政情報に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する防災行政無線の戸別受信機を貸与する事業です。

## 支援の対象となる事業

町内居住者の住居、国及び県の施設、公共団体及び会社等の法人の施設、町内の事業所等へ設置する場合は対象です。

## 支援の対象者

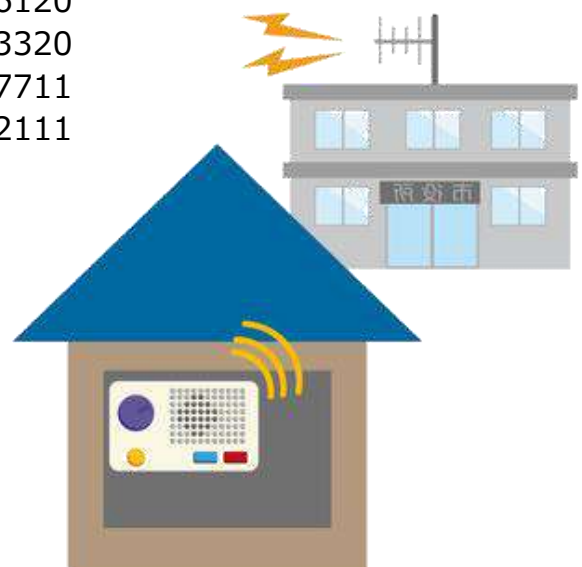
町内居住者の住居、国及び県の施設、公共団体及び会社等の法人の施設、町内の事業所等に住んでいる方または代表者等が対象です。

## 支援の内容

受信機の機器は、無償貸与します。  
ただし、通常要する管理費（電気料、電池代、移転費等）については、使用者の負担とします。

## 問い合わせ先(担当部署)

住民生活課 消防交通係	TEL0241-62-6120
館岩総合支所町民課 総務係	TEL0241-78-3320
伊南総合支所町民課 総務係	TEL0241-76-7711
南郷総合支所町民課 総務係	TEL0241-72-2111



## ◆生活環境

## 高齡者世帯等除雪支援事業

## 事業の目的・趣旨

高齡者世帯等の生活の安全確保、社会参加の促進及び福祉の増進を図ることを目的に、冬期間自宅に居住する高齡者世帯等で自力等では除雪が困難な世帯に対し、除雪に要する経費の一部を支援する事業です。

## 支援の対象となる事業

屋根の雪下ろしを含む自宅敷地内の除雪作業を対象とします。  
※集合住宅（アパート・長屋）、車庫・倉庫・蔵は対象外です。

## 支援の対象者

- ・申請時の満年齢が70歳以上のひとり暮らし高齡者世帯または70歳以上の高齡者のみで構成される世帯。なお、障がい者及び母子並びに避難者との同居を含みます。
  - ・障がい者（障害者手帳もしくは療育手帳または、精神福祉手帳の所持者）のみで構成される世帯または主たる生計者が障がい者の世帯
  - ・母及び18歳未満の子どものみで構成される世帯（母子家庭）
  - ・避難者のみで生活している世帯
- ※町内の同一地域に住む親族（2親等以内）の税法上の扶養になっている世帯は対象外です。

## 支援の内容

- ・A階層（住民税所得割非課税世帯）⇒ 当該除雪に係る経費の90%を支援します。（残りの10%は個人負担になります。）
- ・B階層（住民税所得割課税世帯）⇒ 当該除雪に係る経費の50%を支援します。（残りの50%は個人負担になります。）

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 社会福祉係	Tel0241-62-6170
舘岩総合支所町民課 住民係	Tel0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	Tel0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	Tel0241-72-2225



## ◆生活環境

## 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

## 事業の目的・趣旨

合併処理浄化槽設置整備を促進し、生活排水による河川や用排水路などの水質汚濁を防止することを目的に、新たに合併処理浄化槽を設置する方や、既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する方に対して、その設置費用と撤去費用、宅内配管費用の一部を助成する事業です。

## 支援の対象となる事業

合併処理浄化槽の設置や既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽の撤去に係る費用を対象とします。

## 支援の対象者

下水道と農林業集落排水の処理区域以外と下水道の整備計画区域以外で、新たに合併処理浄化槽を設置する方や、既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する方が対象です。下水道整備計画の区域内でも特別に対象となる場合がありますので、環境水道課環境衛生係までご相談ください。

## 支援の内容

- ・合併処理浄化槽（専用住宅）の設置  
⇒ 5人槽：509,000円 ～ 51人槽以上：2,979,000円
  - ・合併処理浄化槽（専用住宅以外）の設置  
⇒ 5人槽：390,000円 ～ 51人槽以上：2,429,000円
- ※助成額は設置人槽によって異なります。
- ・単独処理浄化槽の撤去 ⇒ 限度額 120,000円
  - ・汲み取り便槽の撤去 ⇒ 限度額 90,000円
- ※完全撤去の場合及び専用住宅に限ります。
- ・宅内配管工事（単独浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合）  
⇒ 限度額 300,000円  
新築及び更地にした上で建替えてない専用住宅に限ります。

## 問い合わせ先(担当部署)

環境水道課 環境衛生係	TEL0241-62-6140
館岩総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-78-3335
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-76-7717
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-72-2114



## ◆生活環境

## 住宅用太陽光蓄電システム設置費補助金

## 事業の目的・趣旨

再生可能エネルギーの更なる普及と非常時の電力確保を目的に、住宅用太陽光蓄電システムを設置する方に対して補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

町内の住宅（店舗等との併用住宅等を含む。）への太陽光蓄電システムの設置を対象とします。

## 支援の対象者

町内の住宅等（自らが居住する住宅で、店舗等との併用住宅等を含む。）に新たに太陽光蓄電システムを設置する方が対象です。

※蓄電システムと同時に太陽光発電システムを設置する方、もしくは既に太陽光発電システムを設置していることが条件です。

## 支援の内容

## 【設備設置に対する補助】

設置する発電システムの最大容量 (kwh) に1万5千円を乗じた額（千円未満切捨）となります。なお、6万円（4kwh）を限度とします。

## 問い合わせ先(担当部署)

環境水道課 環境衛生係	Tel0241-62-6140
舘岩総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-78-3335
伊南総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-76-7717
南郷総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-72-2114



## ◆生活環境

## 危険空き家等除却事業補助金

## 事業の目的・趣旨

町内にある空き家等で、適正に管理されていない状態から、倒壊や防犯上の問題など地域の生活環境へ悪影響を及ぼす（恐れがある）「危険空き家等」の、解体費用の一部を助成する事業です。

## 支援の対象となる事業

次の①②を満たす事業者が発注する工事が対象となります。

- ①町内に本店又は営業所等がある法人又は町内に住所を有する個人事業主
- ②土木工事業、建築工事業、とび・土木事業の許可を受けた方又は解体工事業の届出をしている方

※次に該当する工事は対象外です。

- ・南会津町空き家等の適正管理に関する条例による「命令」を受けた、空き家等の除却工事
- ・補助金の交付が決定される前に着手した工事
- ・他の制度等の補助金を受けようとする工事
- ・危険空き家等の一部を除却する工事
- ・昭和 56 年以降に建築された危険空き家等の除却

## 支援の対象者

町税等を滞納していない方で、次のいずれかに該当する方が対象者となります。ただし、法人の方や権利者からの同意を得られない方は、対象者となりません。

- ① 危険空き家等の所有者
- ② ①の相続人（複数人の場合は、全員の同意書が必要です。）
- ③ ①又は②から同意を受けた方（同意書が必要です。）

## 支援の内容

【市町村民税非課税世帯】	補助対象経費の 2 / 3 以内	補助限度額 80 万円
【市町村民税課税世帯】	補助対象経費の 1 / 2 以内	補助限度額 50 万円
【行政区】	補助対象経費の 4 / 5 以内	補助限度額 100 万円

## 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係	TEL0241-62-6210
舘岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900



## ◆生活環境

## 定住促進すまいる補助金

## 事業の目的・趣旨

定住と空き家の利活用を促進するため、町への定住を目的とした住宅の取得等に要する経費について補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

事業名	区 分	事業費 (税抜き)	備 考	
定住住宅 取得事業	新築住宅取得	2,000 万円以上	土地代除く。	
	中古住宅取得	500 万円以上	土地代除く。	
		増改築	50 万円以上	取得の申請から 1 年以内
		除 却	100 万円以上	取得の申請から 1 年以内 同一敷地内の建替え。
空き家バンク 利用事業	取 得	500 万円以上	土地代含む。	
	増改築	50 万円以上	取得の申請から 1 年以内	
	除 却	100 万円以上	取得の申請から 1 年以内 同一敷地内の建替え。	
帰郷住宅 改修等事業	建 替 え	2,000 万円以上		
	除 却	100 万円以上	同一敷地内の建替え。	
	増 改 築	50 万円以上		

## 支 援 の 対 象 者

- 【共通要件】・申請者又は申請者の配偶者の年齢が、満 45 歳以下であること。  
 ・対象住宅の登記簿の名義になる方であり、定住する意思があること。  
 ・町税等の滞納がないこと。

上記のほかに個別要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## 支 援 の 内 容

事 業 名	補助率	限度額
定住住宅取得事業	1/4	50 万円
空き家バンク利用事業・帰郷住宅改修等事業	1/2	50 万円

上記のほか、子どもの人数や配偶者の有無等の要件による補助金加算あり。

## 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係	TEL0241-62-6210
館岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900





## ◆生活環境

## 木造住宅耐震診断促進事業

## 事業の目的・趣旨

町内の住宅の所有者、賃借者又は購入予定者（法人を除く）が、自ら住む住宅の耐震診断等を希望する場合、町が耐震診断等を行う耐震診断者を派遣して耐震診断等を行う事業です。

## 支援の対象となる事業

町が耐震診断者を派遣し、次の業務を行います。

- ①耐震診断：地震に対する安全性を診断する。
- ②補強計画：耐震診断の結果を踏まえ、所有者、賃借者又は購入予定者（法人を除く）の生活に適した効率的な壁等の補強箇所の明示や概算工事費の算出を行います。

## 支援の対象者

町内の木造住宅で、次の要件に全て該当する方を対象とします。

- ①所有者、賃借者又は購入予定者（法人を除く）が自ら居住する住宅
- ②工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた専用住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上あるもの）であること。
- ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による、木造3階建て以下の戸建て住宅
- ④過去に耐震診断等を受けていない住宅

## 支援の内容

耐震診断等に係る申請者の費用負担は、一診断につき消費税に相当する額です。

## 問い合わせ先(担当部署)

建設課 建築営繕係 TEL0241-62-6230



## ◆生活環境

## 木造住宅耐震改修促進事業

## 事業の目的・趣旨

木造住宅の耐震化を促進し、町民の安全と安心を確保することを目的とし、住宅の所有者、賃借者又は購入予定者（法人を除く。）が行う耐震改修工事及び現地建替に要する経費の一部を助成する事業です。

## 支援の対象となる事業

次の要件を満たす住宅の耐震改修工事（耐震改修工事に直接関係の無い内外装工事等を除く。）及び避難路沿道に立地する同一敷地内での現地建替（耐震改修工事に要する費用相当額）とします。

- ①建築士法に規定する建築士の資格を有する者の設計及び監理によるもの。
- ②南会津町内に本店又は支店を置く施工者による工事とする。

## 支援の対象者

町内の木造住宅で、次の条件を全て満たす住宅を所有している方が対象です。

- ①所有者、賃借者又は購入予定者（法人を除く。）が自ら居住する専用住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上あるもの。）であること。
- ②工事の着手が昭和56年5月31日以前であるもの。
- ③3階建て以下、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等によって建築されたもの。
- ④建築基準法に違反していないもの。
- ⑤町が実施する「木造住宅耐震診断促進事業」による耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。
- ⑥補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事及び現地建替が完了するもの。

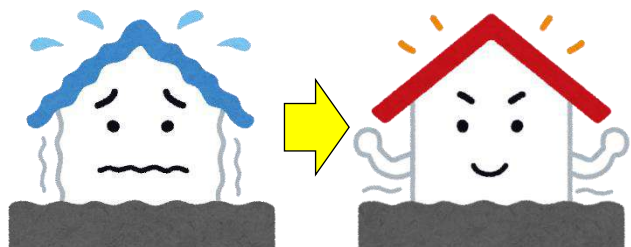
## 支援の内容

補助金の額は、次に掲げる工事の区分に従い、それぞれに定める額とします。

- ①一般耐震改修工事：対象工事費の10分の8以内の額（補助限度額120万円）
- ②簡易耐震改修工事：対象工事費の10分の8以内の額（補助限度額72万円）
- ③部分耐震改修工事：対象工事費の10分の8以内の額（補助限度額72万円）
- ④現地建替：対象工事費の10分の8以内の額（補助限度額120万円）

## 問い合わせ先(担当部署)

建設課 建築営繕係 TEL0241-62-6230



## ◆生活環境

## ブロック塀等改修助成事業

## 事業の目的・趣旨

地震による避難路等に面するブロック塀等の倒壊を防止し、町民が避難する際の安全確保と安心を目的とし、ブロック塀等の改修工事に要する費用の一部を助成する事業です。

## 支援の対象となる事業

次の要件を全て満たす町内にあるブロック塀等の撤去・一部撤去・補強・造り替え工事を対象とします。

- ①避難路又は通学路に面する部分
- ②高さ1.2mを超えるもの。
- ③地震時に倒壊の恐れがある、又は安全性が確認できないもの。
- ④補助金の交付決定前に工事を着手していないもの。
- ⑤この事業又は他の事業の補助を受けていないもの。
- ⑥公共工事等の補償対象でないもの。
- ⑦売地や建物解体に関連した工事でないもの。
- ⑧工事完了後の塀が建築基準法等に規定される道路内に残らないもの。
- ⑨補助金の交付決定年度内に工事が完了するもの。
- ⑩自ら行う改修工事でないもの。

## 支援の対象者

次の条件を全て満たすブロック塀等の所有者又は管理者です。

- ①町税等の滞納が無い者
- ②国、地方公共団体、その他これらに準ずる団体ではない者

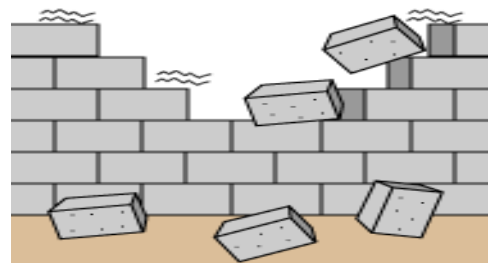
## 支援の内容

補助金の額は、次の工事の区分に従い、それぞれに定める額とします。

- ①ブロック塀等の撤去・一部撤去・補強工事  
実際に工事に要した費用と1m当たり5,000円を乗じた金額のいずれか低い金額の3分の2以内(補助限度額15万円)
- ②造り替え工事  
実際に工事に要した費用と1m当たり42,000円を乗じた金額のいずれか低い金額の3分の2以内(補助限度額28万円)

## 問い合わせ先(担当部署)

建設課 建築営繕係 TEL0241-62-6230



## ◆福祉・健康

## はり・きゅう・マッサージ等施術所利用者助成事業

## 事業の目的・趣旨

はり・きゅう・あん摩・マッサージまたは指圧の施術所を利用する高齢者に対し、その施術に要した費用の一部を助成することで、高齢者の経済的負担の軽減や健康保持増進を図ることを目的とした事業です。

## 支援の対象となる事業

町から指定を受けている施術所で、はり・きゅう・あん摩・マッサージまたは指圧の施術を受けた場合が対象になります。

## 支援の対象者

町に住所を有し、申請時の満年齢が70歳以上の方が対象です。

## 支援の内容

施術所の利用助成券（1回あたり助成限度額：1,000円）を交付します。  
交付枚数は、申請月により以下のとおりになります。

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
交付枚数	12枚	11枚	10枚	9枚	8枚	7枚

申請月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付枚数	6枚	5枚	4枚	3枚	2枚	1枚

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 社会福祉係	Tel0241-62-6170
舘岩総合支所町民課 住民係	Tel0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	Tel0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	Tel0241-72-2225



## ◆福祉・健康

**温泉施設利用助成事業****事業の目的・趣旨**

福祉団体（「支援の対象者」参照）が町内の温泉施設を利用した際の費用の一部を助成することにより、心身の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

**支援の対象となる事業**

福祉団体が町から指定を受けている温泉施設を利用した場合が対象になります。

**支援の対象者**

町民で組織する次の団体が対象です。

- ・老人クラブ
- ・母子寡婦会
- ・心身障がい児（者）親の会
- ・手話の会

**支援の内容**

温泉施設の利用助成券を交付します。（1団体あたり年度内5回まで）

- ・入浴利用助成 ⇒ 入湯料金の半額
- ・客室利用助成 ⇒ 客室利用料の半額（1回あたり助成限度額：5,000円）

**問い合わせ先(担当部署)**

健康福祉課 社会福祉係	TEL0241-62-6170
館岩総合支所町民課 住民係	TEL0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	TEL0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	TEL0241-72-2225



## ◆福祉・健康

## 元気でゆうゆう温泉等利用助成事業

## 事業の目的・趣旨

70歳以上の元気高齢者に対し、町内温泉施設を利用する際の費用の一部を助成することで、心身の健康増進及び交流の促進を図ることを目的とした事業です。

## 支援の対象となる事業

町から指定を受けている温泉施設を利用した場合が対象になります。

## 支援の対象者

町に住所を有し、申請時の満年齢が70歳以上の方で、介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けていない方が対象です。

## 支援の内容

温泉施設の利用助成券（1回あたりの助成限度額：500円）を交付します。  
申請月に関わらず、年度ごとの交付枚数は以下のとおりです。

- 対象者用 … 5枚交付
- 送迎者用 … 2枚交付

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 社会福祉係	TEL0241-62-6170
館岩総合支所町民課 住民係	TEL0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	TEL0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	TEL0241-72-2225





## ◆福祉・健康

## 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

## 事業の目的・趣旨

高齢者の自立した在宅生活の確立を図ることを目的に、自宅における転倒等の防止に係る住宅改修を実施する方に対し、その改修費用を助成する事業です。

## 支援の対象となる事業

転倒等により、要介護または要支援状態にならないように実施する住宅の改修を対象とします。

## 支援の対象者

次の全てを満たした方が対象となります。

- ・ 要支援・介護を受けていない。
- ・ 65 歳以上
- ・ 世帯非課税
- ・ 世帯滞納なし
- ・ 過去に当事業による補助を受けていない。

## 支援の内容

助成対象となる住宅改修費用の 90% を助成します。  
※助成上限は 13 万 5 千円です。

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 介護保険係	TEL0241-62-5050
館岩総合支所町民課 住民係	TEL0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	TEL0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	TEL0241-72-2225



## ◆福祉・健康

## 高齢者生きがい活動支援通所事業

## 事業の目的・趣旨

高齢者の介護予防や生活支援等ニーズに応じた多様なサービスを提供することにより、高齢者の社会的孤立感を解消し、安心して暮らせるための自立生活の助長と社会参加の促進を図る事業です。

## 支援の対象となる事業

町が委託している通所介護事業所において、日常動作訓練、趣味教養娯楽活動、健康維持や介護予防などの活動に参加する場合は対象です。

## 支援の対象者

町に住所を有し、在宅であって申請時の満年齢が65歳以上の比較的元気な高齢者で、かつ介護予防又は自立生活の支援が必要と認められる方が対象です。

## 支援の内容

通所介護事業所等で指定された日にサービスを提供します。

- ・健康維持に関すること
- ・介護予防及び認知症防止に関すること
- ・日常動作訓練
- ・趣味教養娯楽活動

※利用者負担 1日当たり1,000円

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 介護保険係	Tel0241-62-5050
舘岩総合支所町民課 住民係	Tel0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	Tel0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	Tel0241-72-2225



## ◆福祉・健康

## 生活支援ショートステイ事業

## 事業の目的・趣旨

在宅の虚弱高齢者等で、日常生活上の支援等があることにより在宅生活が継続できる高齢者（「要援助高齢者」）を一時的に特別養護老人ホームに入所していただき、同居家族等に代わって日常生活の援助を行うことにより、当該要援助高齢者や家族等の福祉向上を図る事業です。

## 支援の対象となる事業

要援助高齢者の援助を行っている家族が、疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、出張、学校等の公的行事への参加等のため、その家族において当該高齢者を援助できない場合や要援助高齢者が単身世帯等で家族の援助を受けていない場合であって、一時的に体調が不良な状態に陥った場合等の事情により、一時的に宿泊を必要とする場合が対象です。

## 支援の対象者

町に住所を有し、おおむね 65 歳以上の要援助高齢者であって、介護保険における要介護認定で自立と認められる方又は要介護認定を受けていないが明らかに自立と認められる方

## 支援の内容

特別養護老人ホーム等において、日常生活上のサービスを行います。

- ・利用日数 7日以内
- ・利用者負担 1日当たり 3,200 円

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 介護保険係	TEL0241-62-5050
館岩総合支所町民課 住民係	TEL0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	TEL0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	TEL0241-72-2225



## ◆福祉・健康

## 自立支援ホームヘルプサービス事業

## 事業の目的・趣旨

身体が虚弱等の理由により、日常生活を営むのに支障がある高齢者及びひとり暮らし高齢者に対して、ホームヘルパーを派遣し、日常生活自立のための家事援助や安否確認を行うことにより、これらの者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とした事業です。

## 支援の対象となる事業

身体が虚弱等の理由により、日常生活を営むのに支障がある高齢者及びひとり暮らし高齢者が、日常生活自立のための家事援助や安否確認を目的にホームヘルパーの派遣を依頼する場合は対象です。

## 支援の対象者

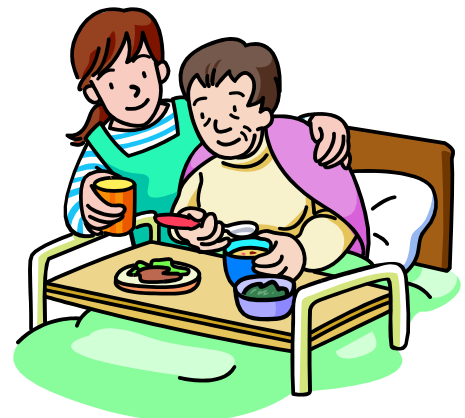
町に住所を有し、おおむね 65 歳以上の方であって、身体が虚弱なため日常生活を営むのに支障がある高齢者及びひとり暮らし高齢者  
※介護保険法第 19 条に規定する要介護認定及び要支援認定を受けた方を除く。

## 支援の内容

区 分	家 事	相談及び助言
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理</li> <li>・衣類の洗濯及び補修</li> <li>・住居等の掃除及び整理整頓</li> <li>・生活必需品の買物</li> <li>・関係機関との連絡</li> <li>・その他、必要な家事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活及び身上に関する相談（助言）</li> <li>・その他、必要な相談（助言）</li> </ul>
利用者負担額	1 時間につき 310 円	

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 介護保険係      Tel0241-62-5050  
 館岩総合支所町民課 住民係      Tel0241-78-3325  
 伊南総合支所町民課 住民係      Tel0241-76-7713  
 南郷総合支所町民課 住民係      Tel0241-72-2225



## ◆福祉・健康

## 車いす同乗軽自動車貸出事業

## 事業の目的・趣旨

自力歩行が困難な高齢者や障がい者等の外出支援を目的に、車いす同乗軽自動車を貸し出しする事業です。

## 支援の対象となる事業

自力歩行が困難な高齢者や障がい者等が、通院や買い物等で外出する場合は対象になります。

## 支援の対象者

町に居住する高齢者や障がい者等またはその家族が対象です。

## 支援の内容

- ①利用期間 原則1日以内（原則月4日以内）
  - ②利用時間 原則午前9時から午後4時まで
  - ③利用料等 車両の利用料は無料ですが、燃料費は利用者負担となります。
- ※利用にあたっては、利用希望日の1週間前までに申し込みください。

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 社会福祉係	TEL0241-62-6170
館岩総合支所町民課 住民係	TEL0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	TEL0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	TEL0241-72-2225



## ◆結婚・出産・子育て

## 縁結びサポーター事業

## 事業の目的・趣旨

結婚を希望するすべての方の出会いを応援するため、結婚希望者の悩み・相談や異性への紹介活動などを行う『縁結びサポーター』を配置し、結婚希望者と二人三脚で結婚までをサポートする事業です。

## 支援の対象者

町内在住の独身男女（年齢は問いません。）  
※町に移住予定の方も含みます。

## 支援の内容

結婚相談に関する相談申込みをした方に対して、縁結びサポーターが次の事項についてサポートします。

- ①結婚に関する相談
- ②結婚希望者同士の橋渡し
- ③橋渡し後の結婚が成立するまで継続的な相談

## 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 企画政策係 Tel0241-62-6210





## ◆結婚・出産・子育て

**新** 新婚生活エール事業

## 事業の目的・趣旨

結婚された方を祝福する思いを込めて、婚姻届けを提出した世帯に交付金を交付する事業です。

## 支 援 の 対 象 者

- ①婚姻届けを提出した日から3か月以内の夫婦
- ②申請時に、夫婦双方の住民票が本町にある夫婦
- ③3年以上定住する意思を持って、本町に居住する夫婦
- ④町税等を滞納していない夫婦
- ⑤過去に、夫婦のどちらかが南会津町新婚生活エール事業による交付金を受けたことがない夫婦

## 支 援 の 内 容

新婚夫婦1組につき5万円

## 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 企画政策係 TEL0241-62-6210



## ◆結婚・出産・子育て

## 妊娠・出産21プロジェクト事業

## 事業の目的・趣旨

核家族化が進み、地域とのつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が増加しています。

そのため、これから出産・子育てする町民に対し、経済的支援と併せて妊娠から出産・子育てまで切れ目のない伴走型相談支援を充実させ、安心して子ども産み育てられる環境を提供します。

## 支援の対象者

## I. 伴走型相談支援

町内在住の全ての妊婦及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯

## II. 出産・子育て応援給付金

- ①ウェルカムベビーギフト：妊娠の届出をした、町内に住所を有する妊婦
- ②ハローベビーギフト：町内に住所を有する児童の養育者

## 支援の内容

## I. 伴走型相談支援

- ①母子手帳交付時面談：出産までの見通しを立てる、マタニティお守りの配布
- ②栄養士との面談：健康なマタニティライフのために、栄養バランスを考えた食事を指導
- ③妊娠8か月面談：アンケートの実施及び希望者に対して面談を行い、産後の見通しを立てる
- ④新生児訪問：全ての出産家庭へ訪問し、床上げ（産後21日）までの支援を強化

## II. 出産・子育て応援給付金

- ①ウェルカムベビーギフト  
面談及びアンケート終了後の申請により、妊婦へ5万円を支給（口座振込）
- ②ハローベビーギフト  
面談及びアンケート終了後の申請により、出生した児童1人に5万円を支給（口座振込）



## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 健康増進係 TEL0241-62-6180

## ◆結婚・出産・子育て

## 不妊治療費・不育治療費助成事業

## 事業の目的・趣旨

不妊症または不育症と診断された夫婦の経済的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とし、不妊症または不育症を治療するための費用の一部を助成する事業です。

## 支援の対象となる事業

- ・医療保険各法が適用される不妊症または不育症の検査及び治療
- ・医療保険各法が適用されない不妊症の検査及び治療（体外受精または顕微授精に係る検査および治療を除く。）
- ・医療保険各法が適用されない不育症の検査及び治療

## 支援の対象者

次の全てを満たした夫婦が対象となります。

- ・法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ・夫婦ともに町に住所を有していること。
- ・不妊治療または不育治療が必要と医師に診断され、そのための検査や治療を受けていること。
- ・夫婦ともに町税等の滞納がないこと。

## 支援の内容

不妊治療または不育治療に要する費用のうち、自己負担額に相当する額を助成します。助成上限は一夫婦あたり年間20万円で、助成期間は2年度間です。

※以下の費用は対象となりません。

- ・入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の費用
- ・他の市町村からすでに助成を受けた費用
- ・転入前の不妊治療又は不育治療に要した費用

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 健康増進係 TEL0241-62-6180



## ◆結婚・出産・子育て

## 妊産婦医療費助成事業

## 事業の目的・趣旨

妊産婦に係る疾病の早期発見と治療を促進することで、安心して出産できる環境を整えるため、妊産婦の医療費を助成する事業です。

## 支援の対象者

町に住所を有する方で、妊娠証明書、若しくは母子手帳の交付を受けた妊産婦

## 支援の内容

## 【助成対象】

保険適用の診療にかかる自己負担額

## 【助成対象期間】

妊娠証明書若しくは母子手帳が発行された月の初日から、出産（流産・死産含む。）した翌月の末日まで

## 【助成方法】

「妊産婦医療費受給資格者証」を交付します。

資格者証の提示により、県内医療機関での自己負担額の支払いは不要です。

県外医療機関の受診など、いったん自己負担額の支払いが必要となる場合がありますが、後日、申請することで助成が受けられます。

## 問い合わせ先(担当部署)

住民生活課 国保年金係	Tel0241-62-6120
舘岩総合支所町民課 住民係	Tel0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	Tel0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	Tel0241-72-2225



## ◆結婚・出産・子育て

## パパママ応援交付金事業

## 事業の目的・趣旨

子どもが生まれた家庭に対し、子どもの誕生を祝うとともに、子育てに頑張る保護者を地域で応援するため、10万円の地域商品券を交付します。

## 支 援 の 対 象 者

- ・ 出産の日以前から継続して1年以上、町に住所を有する方であること。
  - ・ 父母等の保護者に町税等の滞納がないこと。
- ※ 出産の際に住所を有する期間が1年未満であった場合は、1年を経過した時点で申請することができます。

## 支 援 の 内 容

- ・ 子どもの誕生時に、申請により10万円分の地元商品券を交付し、子育て家庭の生活に必要な経済的支援を行います。

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 子育て支援係      TEL0241-62-6170  
 舘岩総合支所町民課 住民係      TEL0241-78-3325  
 伊南総合支所町民課 住民係      TEL0241-76-7713  
 南郷総合支所町民課 住民係      TEL0241-72-2225



◆結婚・出産・子育て

## 保育所入所応援助成金事業

### 事業の目的・趣旨

「0歳から2歳児」までの子どもを保育所に出す保護者の経済的負担の軽減を図り、仕事と子育ての両立を支援するとともに、入所児童数が減少していく保育所の児童数確保につなげ、保育所への入所を促すことを目的とする事業です。

### 支援の対象者

0歳から2歳児の保育料無償化の対象とならない児童を保育所に入所させ、保育料を滞納なく納付している保護者

### 支援の内容

年間の保育料が確定したのち、保育料の負担割合に応じて、保育料1/2軽減となる助成金を交付します。

### 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 子育て支援係 TEL0241-62-6170





## ◆結婚・出産・子育て

## ベビーシート等貸与事業

## 事業の目的・趣旨

乳幼児を持つ保護者に対し、ベビーシート等を貸与することにより、乳幼児を交通事故から守り、児童の健全育成と少子化対策を図ることを目的とする事業です。

## 支援の対象となる事業

道路交通法第71条の3第3項（幼児用補助装置の設置義務）に基づき、乳幼児にベビーシート等を使用する場合を対象とします。

## 支援の対象者

町に居住する乳幼児の親または保護者が対象です。

## 支援の内容

## 【貸与期間】

- ・ベビーシート（乳幼児の年齢が0歳～1歳の期間）
- ・チャイルドシート（乳幼児の年齢が1歳～4歳の期間）
- ・ジュニアシート（乳幼児の年齢が4歳～11歳の期間）

※在庫には限りがございます。

希望される場合は、事前に下記担当部署までお問い合わせください。

## 問い合わせ先(担当部署)

住民生活課 消防交通係	Tel0241-62-6120
舘岩総合支所町民課 総務係	Tel0241-78-3320
伊南総合支所町民課 総務係	Tel0241-76-7711
南郷総合支所町民課 総務係	Tel0241-72-2111



## ◆結婚・出産・子育て

## 子ども医療費助成事業

## 事業の目的・趣旨

子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めることを目的として、18歳以下の子どもの医療費を助成する事業です。

## 支援の対象者

町に住所を有する0歳から18歳以下の子ども。

## 支援の内容

## 【助成対象】

保険適用の診療にかかる自己負担額

## 【助成対象期間】

18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。

## 【助成方法】

「子ども医療費受給資格証」を交付します。

資格証の提示により、県内医療機関での自己負担額の支払いは不要です。

県外医療機関の受診など、いったん自己負担額の支払いが必要となる場合がありますが、後日、申請することで助成が受けられます。

## 問い合わせ先(担当部署)

住民生活課 国保年金係	Tel0241-62-6120
舘岩総合支所町民課 住民係	Tel0241-78-3345
伊南総合支所町民課 住民係	Tel0241-76-7712
南郷総合支所町民課 住民係	Tel0241-72-2224



◆結婚・出産・子育て

## 風しん予防接種等費用助成事業

### 事業の目的・趣旨

妊婦の風しん罹患と生まれてくる赤ちゃんの先天性風しん症候群の発生を防止するために、風しん予防接種等の費用の一部を助成する事業です。

### 支援の対象となる事業

抗体検査及び予防接種の各1回分の費用を対象とします。

### 支援の対象者

町に住所を有する妊娠を希望する女性とその夫、妊婦の夫が対象です。  
ただし、風しんを罹患した者又は予防接種歴のある者、妊娠中及び現在妊娠している可能性のある女性は除きます。

### 支援の内容

助成金額は次のとおりです。

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| ・抗体検査           | 6,600 円 |
| ・風しんと麻しんの混合ワクチン | 5,000 円 |
| ・風しんワクチン        | 3,000 円 |

ただし、抗体検査結果によっては助成に該当しない場合があります。

### 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 健康増進係	Tel0241-62-6180
舘岩総合支所町民課 住民係	Tel0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	Tel0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	Tel0241-72-2225



## ◆結婚・出産・子育て

## 子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業

## 事業の目的・趣旨

インフルエンザの発病及び重症化を予防するため、保護者の意思でインフルエンザワクチンの接種を受けた者に対し、予防接種費用の一部を助成する事業です。

## 支援の対象となる事業

毎年10月15日から翌年1月末日までに受けたインフルエンザ予防接種1回分の費用を対象とします。

## 支援の対象者

予防接種の接種日において、町に住所を有する満1歳から15歳以下の方が対象です。

## 支援の内容

助成金額は、上限2,500円です。

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 健康増進係	TEL0241-62-6180
舘岩総合支所町民課 住民係	TEL0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	TEL0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	TEL0241-72-2225



◆農林業

## 中山間地域等直接支払交付金

### 事業の目的・趣旨

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動等を行う活動事業に対して補助金を交付する事業です。

### 支援の対象となる事業

集落協定に位置付けられた事業を対象とします。  
 （集落ぐるみの農業生産活動体制整備、水路・農道の整備、草刈など。）

### 支援の対象者

町と協定を締結し、5年間、農業生産活動等を継続する集落

### 支援の内容

区 分		体制整備単価	基礎単価
田	急傾斜	21,000 円/10 a	16,800 円/10 a
	緩傾斜	8,000 円/10 a	6,400 円/10 a

### 問い合わせ先(担当部署)

農林課 農政係	TEL 0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-72-2113



## ◆農林業

## 環境保全型農業直接支払交付金

## 事業の目的・趣旨

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動を支援する事業です。

## 支援の対象となる事業

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援します。

## 支援の対象者

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織等が対象です。

※販売を目的に生産を行っていることが必要です。

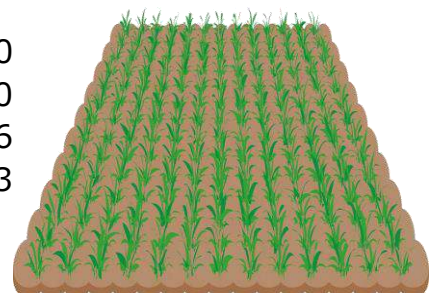
## 支援の内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う、以下の対象取組に対して支援を行います。

対象取組	交付単価	備 考
有機農業	12,000 円/10a	そば等雑穀・飼料作物以外
	3,000 円/10a	そば等雑穀・飼料作物
堆肥の施用	4,400 円/10a	
カバークロープ	6,000 円/10a	
リビングマルチ	5,400 円/10a	
草生栽培	5,000 円/10a	
不耕起播種	3,000 円/10a	
長期中干し	800 円/10a	
秋 耕	800 円/10a	
地域特認取組	県 が 設 定	県が別に定める取り組み。

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 農政係	TEL 0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-72-2113





## ◆農林業

## 農業等振興事業補助金

## 事業の目的・趣旨

町の重点振興作物（トマト・アスパラガス・リンドウ・カスミソウ・スターチス・カラー）の生産振興を図るため、種苗等購入、農業用資材及び機械購入に要する経費に対して補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

- ①種苗等支援事業
- ②農業用資材支援事業

## 支援の対象者

農業団体・営農集団・農業法人・認定農業者

## 支援の内容

- ①県事業に採択された事業者に対し、機械・施設等の購入経費の3/10を支援します。
- ②種苗等の購入経費の1/3を支援します。ただし、新規栽培、増反する場合は2/3を支援します。
- ③ハウス被覆用ビニール及び防草シートの購入経費の1/4を支援します。

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 農政係	TEL 0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-72-2113



## ◆農林業

## 新規就農者支援事業補助金

## 事業の目的・趣旨

新規就農者の確保を図るため、先進農家等で研修を受け、研修後も本町で重点振興作物を栽培する新規就農者に対して補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

- ①研修業務補助金  
町内で新たに重点振興作物を、おおむね 20 a 以上栽培することを目指す方の研修期間中の生活安定を支援します。
- ②初度経営支援補助金  
経営開始直後の経営安定のため、農業経営に要する経費（生活費以外）を支援します。
- ③重点振興作物栽培支援事業  
新規で重点振興作物を 10 a 以上栽培する方の機械、資材等の購入を支援します。

## 支援の対象者

新規就農者支援事業認定者、認定新規就農者

## 支援の内容

区分	補助金額	備考
研修業務補助金	月額 12 万円以内	原則年 6 か月以上 8 か月以内で最長 16 か月
初度経営支援補助金	年額 70 万円以内	最長 3 年間
重点振興作物栽培支援事業	補助対象経費の 8/10 以内 (限度額 160 万円)	※栽培初年度限り。 ※国県等の補助事業に採択された事業費以外 ※国の経営開始資金の給付を受けている場合は限度額 80 万円

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 農政係	TEL 0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-72-2113



## ◆農林業

## チャレンジ農業支援事業補助金

## 事業の目的・趣旨

新たな高収益作物の導入、販売促進等により農家所得の向上を目指す農業者の取り組みを支援する事業です。

## 支援の対象となる事業

- ①新たな作物導入支援事業
- ②販売力アップ支援事業

## 支援の対象者

農業者、農業法人、農業者で組織する団体

## 支援の内容

- ①新たな作物導入支援事業

区分	内容	主な要件
種苗等支援	高収益作物（町重点振興作物を除く。）の導入初年度の種苗購入経費の1/4（補助上限20万円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●販売を目的に10a以上栽培すること。</li> <li>●3年間継続して栽培すること。</li> </ul>
機械・施設等導入支援	高収益作物（町重点振興作物を除く。）の導入初年度の機械・施設・設備の初期投資経費の1/3（補助上限80万円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3年間の生産及び販売計画を作成し、所得向上の見込みがあること。</li> </ul>

- ②販売力アップ支援事業

農産物の6次化、宣伝、販路拡大等に必要な経費の1/2を支援します。（補助上限20万円）

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 農政係	TEL 0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-72-2113



## ◆農林業

## 林業従事者就業奨励事業

## 事業の目的・趣旨

町内における林業従事者の担い手確保のために、町外から新たに町内の林業事業体への就業を奨励することを目的とします。

## 支援の対象となる事業

町内の林業事業体に就業することを条件に一時金を支給します。

## 支援の対象者

次の要件を全て満たす方とします。

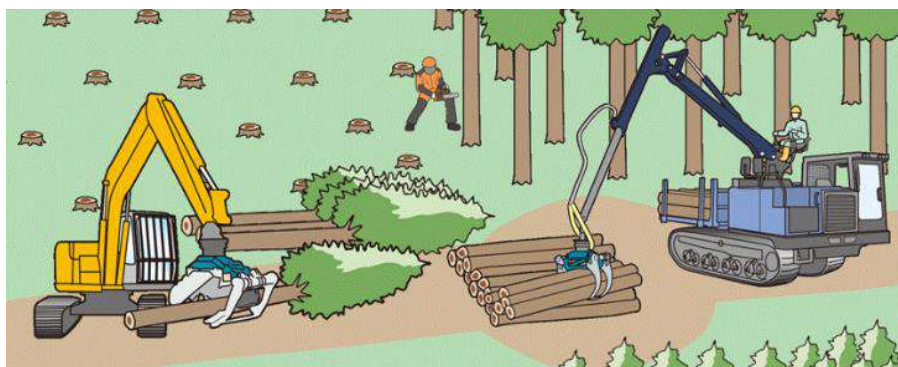
- ①申請日から6か月以内に町外から移住していること。
- ②町内の林業事業体に新たに就業していること。
- ③3年以上継続した業務が見込まれること。
- ④林業技術職員として業務に従事すること。
- ⑤就業を開始した時点の年齢が60歳以下であること。

## 支援の内容

1人につき200,000円（1度限り）

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林政係	TEL0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-72-2113



## ◆農林業

## 町産材利用住宅促進事業補助金

## 事業の目的・趣旨

町産材の利用促進のため、町産材を使用して住宅を建築する施主に対し、町産材の使用量に応じ補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

- ①施主が町内の工務店等と新築、増築又は改築の工事に係る契約を締結すること。
- ②建築する住宅が申請年度末日までに竣工し、引受ができること。
- ③施主が建築する住宅の所有者で、竣工から5年以上居住すること。
- ④建築する住宅が専用住宅又は併用住宅（専用住宅部分が1/2以上）であること。
- ⑤新築にあつては5㎡以上、増築及び改築にあつては2㎡以上の町産材を使用すること。

## 支援の対象者

施主が町内に住民登録されているか、竣工後に速やかに住民登録を確約できること。

## 支援の内容

## 【申請期間】

第1次	第2次	第3次	第4次
4月下旬	5月下旬	7月上旬	10月上旬

※詳細は町ホームページ等でお知らせします。

## 【優先順位】

次の優先順位で補助決定します。

- ①町産材の使用量が多いもの。
- ②木材使用量に占める町産材使用量の割合が高いもの。
- ③新築
- ④増築
- ⑤改築

## 【補助金額】

町産材の使用量に応じ補助金を交付します。また、新築、増築又は改築と同時に薪ストーブを設置する場合、加算額があります。

- ・新築、増築又は改築 町産材1㎡当たり5万円（1戸当たりの上限額は100万円）
- ・薪ストーブ設置加算 薪ストーブを1台以上設置の場合20万円

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林業振興係 TEL 0241-62-6220



## ◆その他

## 会津・野岩鉄道利用促進事業

## 事業の目的・趣旨

会津鉄道及び野岩鉄道に対するマイレール意識<sup>※</sup>を高めることを目的に、各種団体などが主催する鉄道の活性化や利用促進につながる事業に対して、補助金を交付します。

※『マイレール意識』とは…  
意味：自らが地域の鉄道を守り育てて  
いこうと自覚すること。

## 支援の対象となる事業

各種団体等が会津・野岩鉄道を利用して実施する企画などが対象です。  
※対象区間：西若松駅～浅草駅  
※対象外区間：東武鉄道のみ利用（新藤原駅～浅草駅）

## 支援の対象者

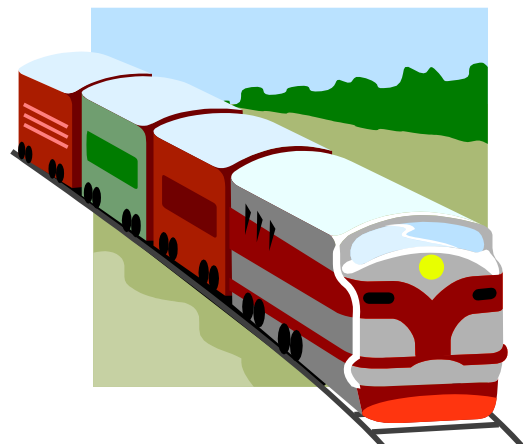
町民4人以上の団体、グループが対象です。

## 支援の内容

鉄道運賃及び特急料金の30%とし、1団体5万円を限度額とします。

## 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係	Tel0241-62-6210
舘岩総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-72-2900





## ◆その他

## 運転免許証自主返納者支援事業

### 事業の目的・趣旨

公共交通の更なる利用促進と高齢者運転の事故防止を図ることを目的に、運転免許証を自主返納し、運転免許経歴証明書を交付された方に対して、町内の公共交通で利用できる共通利用券を交付する事業です。

### 支援の対象となる事業

運転免許証を自主返納し、町内の公共交通（鉄道、バス、タクシー）を利用する場合を対象とします。

### 支援の対象者

申請時の満年齢が65歳以上の方で、福島県公安委員会から運転免許経歴証明書の交付を受けた方が対象です。

### 支援の内容

町内の公共交通の共通利用券を、1回限り75,000円分を交付します。  
 ※本人及び配偶者のみ使用可能で、有効期限は交付年度から5年後の年度末です。  
 ※有効期限を過ぎてしまうと使用できなくなります。  
 ※紛失等による再発行はできません。

### 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係	TEL0241-62-6210
舘岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900



## ◆その他

## 奨学資金貸与事業

## 事業の目的・趣旨

経済的な理由により修学が困難と認められる、南会津町出身の生徒または学生に対して奨学資金を貸与することで、教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的とした事業です。

## 支援の対象となる事業

高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院等に在学することが条件です。

## 支援の対象者

次に掲げる生徒または学生が対象です。

- ①南会津町の出身者であり、保護者の住所が南会津町にあること。
- ②高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院に在学し、品行が正しく、学術に優れていること。
- ③経済的理由により修学が困難と認められること。
- ④南会津町教育委員会が必要と認めた者

## 支援の内容

## 【種別・貸与月額】

学校の種別	区分	貸与額
高等学校	国公立	月額 17,000 円 又は 30,000 円
	私 立	月額 32,000 円
高等専門学校	—	月額 22,000 円
短期大学・大学・大学院	国公立	月額 37,000 円
	私 立	月額 42,000 円
各種専門学校（2年以上の修業）	—	月額 32,000 円
医療関係技術者養成学校（看護師等）	—	年額 600,000 円

※貸与や返還に関する詳しい内容は、お問い合わせください。

## 【看護師等を目指す方】

原則として、卒業の月の6か月後から10年以内に返還しますが、以下の全てを満たす方は返還が免除されます。

- ①看護師養成所等を卒業後、2年以内に正看護師免許を取得すること。
- ②正看護師免許取得後、5年以内に町内医療機関または福祉施設、社会福祉法人南会津会に看護師として就職すること。
- ③その後、引き続き10年以上当該業務に従事すること。

## 問い合わせ先(担当部署)

学校教育課 学校係 TEL0241-62-6300  
教育委員会分室 学校教育係 TEL0241-76-7718



## ◆その他

## スポーツ大会出場選手激励金

## 事業の目的・趣旨

オリンピック、パラリンピック、国際大会、国民スポーツ大会及び全国規模で実施される大会に出場する選手または団体（監督、コーチ等を除く。）に激励金を交付し、南会津町のスポーツの普及・振興と技術の向上を図ることを目的とした事業です。

## 支援の対象となる事業

- ①オリンピック、パラリンピック
- ②国際大会
- ③国民スポーツ大会
- ④全日本又は全国呼称の各種大会で国民スポーツ大会と同等と判断できるもの。

## 支援の対象者

- ・町内に住所を有し、1年以上居住している方
- ・町内の学校に在籍している方
- ・町出身者で特に町長が認める方

## 支援の内容

区 分	奨 励 金 の 額	
	個人（1人当たり）	団 体
オリンピック・パラリンピック 出場者	100万円	上限1,000万円
国際大会	5万円～10万円	上限50万円～100万円
国民スポーツ大会	5,000円～1万円	上限5万円～10万円
全日本又は全国呼称の各種大会で国民スポーツ大会と同等と判断できるもの。	5,000円～1万円	上限5万円～10万円

## 問い合わせ先(担当部署)

生涯学習課 生涯学習係 Tel0241-62-5511



## ◆その他

## 各種大会等出場費補助金

## 事業の目的・趣旨

関係団体や個人及び南会津町立小中学校が、各種大会等に代表として出場する経費について、補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

- ①学校教育において、教育課程に基づく学校教育の一環として開催される郡大会以上の大会等で、県または県教委及び中体連、小・中教研等が主催する大会もしくはこれと同等以上と認められる大会等
- ②社会教育及び社会体育においては、本町以外で開催される県大会以上の大会で、国、都道府県又は都道府県教委及び都道府県体育・スポーツ協会が主催、共催及び後援する大会

## 支援の対象者

監督、各大会要項等に定められた登録選手及び登録コーチが対象です。  
（引率責任者が対象となる場合もあります。）

## 支援の内容

- ①学校教育関係対象事業等については、対象事業費の10/10を補助します。
- ②社会教育・体育関係対象事業等については、対象事業費の1/2もしくは1/3を補助します。

## 問い合わせ先(担当部署)

生涯学習課 生涯学習係 Tel0241-62-5511



## ◆その他

## まちづくり出前講座

## 事業の目的・趣旨

町民の生涯学習活動を支援することを目的とした事業です。

## 支援の対象者

原則 10 人以上で構成された団体等で、町内に在住・在勤・在学している方が対象です。

## 支援の内容

みなさんが知りたい内容を下記メニューから選んでいただき、町職員が講師となってお話しします。

区分	メ ニ ュ ー
行 政	「地域の広報紙づくり」「移住定住対策」「情報活用力講座」 「南会津町の家計簿」「認可地縁団体について」 「議会のしくみと役割について知ろう」
生 活	「くらしと税金」「交通安全教室」「なりすまし詐欺被害防止」 「防災出前講座」「支え、育む公共交通」「男女共同参画」
産 業	「町の観光」「町の商工業の現状」「町の雇用対策」「森のお話」 「町の農業」
福 祉	「高齢者生活支援事業」「あなたにもできる在宅介護」 「介護予防講座」「ここが知りたい介護保険」 「学ぼう・支えよう認知症」
環 境	「水道のしくみ講座」「下水道のしくみ講座」「地球温暖化対策講座」 「特定外来生物の駆除対策講座」「かんたんゴミの出し方」
健 康	「健康教室」「食生活改善教室」「考えよう食物アレルギー」 「変化するココロと体（性教育について）」
子 育 て	「すこやか子育て講座」「子育て相談」
歴史文化	「奥会津博物館講座」「図書館活用講座」

※各メニューの詳細内容は、担当部署にお問い合わせください。

## 問い合わせ先(担当部署)

生涯学習課 生涯学習係 Tel.0241-62-5511



## ◆その他

## おでかけ公民館事業

## 事業の目的・趣旨

町民の生涯学習活動を支援することを目的とし、気軽に公民館講座を活用していただくための事業です。

## 支援の対象者

町内（館岩・伊南・南郷地域）の各集落の団体（町内会・老人クラブ・婦人会・農事組合・消防団等）を対象とします。

※類似団体や近隣集落の合同開催も可

## 支援の内容

公民館講座へ参加できない方のために、社会教育指導員（あるいは専門講師）が出張講座を行います。

講座の内容は、手芸や料理など趣味講座を中心とした、公民館講座に準じるものです。

詳しい内容は、担当部署にお問い合わせください。

## 問い合わせ先(担当部署)

教育委員会分室 生涯学習係 Tel0241-76-7719





## ◆その他

## 情報技術普及支援事業

## 事業の目的・趣旨

デジタル技術の普及に関する人材育成を促進するため、情報処理技術者試験（国家試験）の受験料を補助する事業です。

## 支援の対象となる事業

情報処理技術者試験のうち、社会人としてデジタル化に必要な知識や技能の習得に役立つ、次のいずれかの試験を対象とします。

- ① I Tパスポート試験  
I T社会で働く上で必要な基礎知識を習得していることを証明する試験
- ②情報セキュリティマネジメント試験  
組織の情報セキュリティの確保、脅威から守るためのスキルを認定する試験

## 支援の対象者

次のいずれかの方が対象です。

- ①本町に住所を有し、令和6年4月2日現在で満12歳以上の方
- ②本町に所在する事業所に所属、またはその見込みである方

## 支援の内容

補助金額：7,500円（定額）

※年度内の受験1回のみを補助対象とします。

## 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 広報情報係	Tel0241-62-6210
舘岩総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-72-2900



## ◆その他

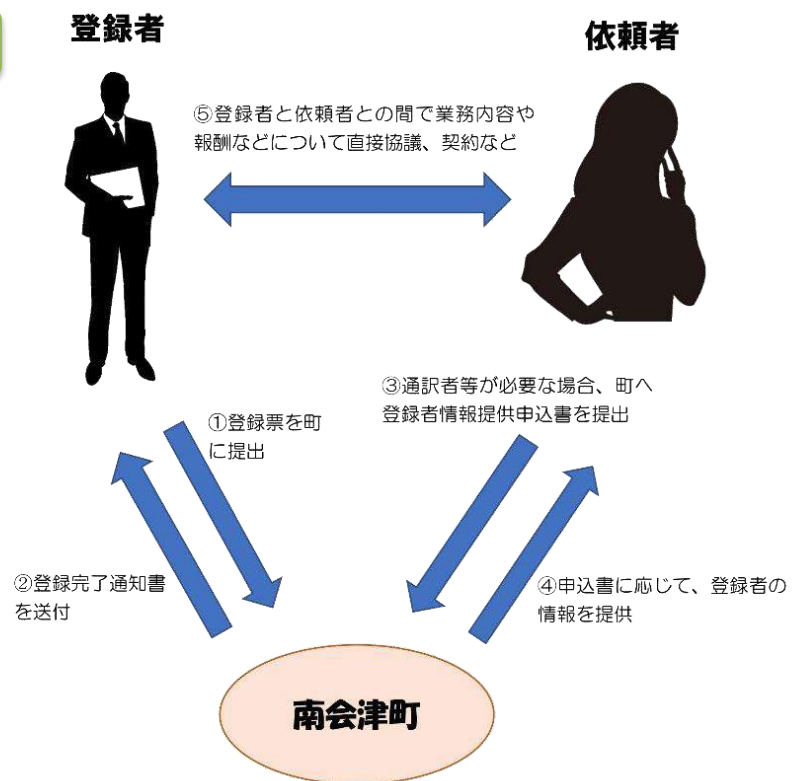
## 新 多言語パートナー登録制度

### 事業の目的・趣旨

通訳ができる方や、外国人支援に関わる活動に参加できる方に町に登録いただき、通訳者などの情報提供について依頼があった際に、町から登録者を紹介することで、地元人材の掘り起こしや活躍の場を提供し、地域住民と外国人との多文化共生に向けた町づくりを推進することを目的とした制度です。

### 支援の対象となる事業

町内での活動であること。



### 支援の対象者

登録者に関する情報の提供を希望する方で、登録者情報提供申込書を提出した方

### 支援の内容

多言語パートナーとして登録された方の情報を提供します。

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 観光交流係 TEL0241-62-6200

◆企業支援・就労対策

## まちなか空き店舗等利活用支援事業補助金

### 事業の目的・趣旨

中心市街地における空き店舗等の解消を図るとともに、中心市街地の活性化やまちなかの賑わい創出に資するため、空き店舗等を活用して新たに事業を始める新規創業者や既に開業している事業者に対して、店舗の改修費用及び賃借料の一部を助成する事業です。

### 支援の対象となる事業

中心市街地（南会津町都市計画用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域に指定された区域）内において、空き店舗を活用して新規に創業等する事業や、既にある店舗等をまちなか再生計画に即した景観に修景するために、店舗内外装や看板等を改装する事業が対象です。

### 支援の対象者

中心市街地の空き店舗を活用して新規に創業しようとする方（新規創業者）及び既に開業している方

※申請にあたっては、事業者・商工会・町の三者による事前相談が必要です。

### 支援の内容

#### 【新規に創業しようとする方】

- 中心市街地の空き店舗等を活用して新規に創業等する場合
- ①賃借料補助 … 補助率 1/2 以内（上限 5 万円/月）※12 か月分
- ②改修費用補助 … 補助率 2/3 以内（上限 100 万円）

#### 【既に開業している方】

- 中心市街地にある店舗をまちなか再生計画に即した景観に修景するために店舗内外装や看板等を改装する場合
- ①改装費用補助 … 補助率 1/2 以内（上限 50 万円）

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 商工振興係 TEL0241-62-6200



◆企業支援・就労対策

## 中心市街地にぎわいづくり事業補助金

### 事業の目的・趣旨

町内の事業者等が連携して取り組む、中心市街地の活性化やにぎわいづくりに資するイベント等の開催を支援し、まちなかのにぎわいを創出するとともに、住民が主体となったまちづくり意識の醸成を図ることを目的とする事業です。

### 支援の対象となる事業

補助対象者が主催する、中心市街地の活性化や地域振興の効果が見込まれるにぎわいづくりイベントであって、次のいずれかに該当する事業

- ①商店街組織等と共催する事業
- ②中心市街地に誘客が見込める事業
- ③異業種の交流及び連携が図られる事業
- ④地域が活性化するための演出が図られる事業
- ⑤その他町長が中心市街地のにぎわいづくりに資すると認める事業

### 支援の対象者

小規模事業者または中小企業者など、3者以上で構成するにぎわいづくりイベントのための共同事業体とし、共同事業体及びその構成員は、次のいずれにも該当する方

- ①共同事業体を代表する事業者は、町内に事業所を有すること。
- ②暴力団の構成員でないこと。（暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。）
- ③町税等を滞納していないこと。

### 支援の内容

補助対象経費の2/3以内の額（限度額30万円）

※1,000円未満の端数は切り捨て。

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 商工振興係

TEL0241-62-6200



◆企業支援・就労対策

## ビジネスチャレンジ支援事業補助金

### 事業の目的・趣旨

町商工会の創業サポートを得て、町内で創業等を目指す方を対象に、その経費の一部を支援することにより、地域経済の活性化と雇用の場の創出を図る事業です。

### 支援の対象となる事業

- ①新規創業補助金：町内で新たに事業を開始する際の経費
  - ②第二創業補助金：町内で第二創業する際の経費
  - ③支店等開設補助金：町内で支店等を開設する際の経費
  - ④事業承継補助金：町内において事業承継を行う際の経費
- ※第二創業とは、既に事業を営んでいる事業者が、日本標準産業分類の中分類以上が異なる業務転換、新事業進出を行う場合をいいます。

### 支援の対象者

- ①新規創業：町内に住所を有し、申請時の満年齢が50歳以下の方
- ②第二創業：町内に住所を有し、第二創業する方
- ③支店等開設：商工会の創業サポートを得て支店等開設する方
- ④事業承継：町内に住所を有し、事業計画を策定した小規模事業者等の後継者

### 支援の内容

種類	改修費用等に係る補助		備考
	補助率	限度額	
新規創業	2/3以内	100万円 (累計)	補助対象期間は、最初の補助金交付のあった町の会計年度から2会計年度以内
第二創業	1/2以内	50万円	
支店等開設	1/2以内	30万円	
事業承継	1/2以内	100万円	U・Iターン者が事業承継する場合は限度額120万円

※申請にあたっては、申請者・町・商工会の三者による事前相談が必要です。

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 商工振興係	TEL0241-62-6200
舘岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900



◆企業支援・就労対策

## 小規模事業者等活性化事業補助金

### 事業の目的・趣旨

町内の小規模事業者等が実施する販路開拓・事業拡大等に向けた積極的な取り組みをサポートすることにより、経営安定化及び持続的発展を支援する事業です。

### 支援の対象となる事業

事業拡大及び生産効率の向上、新商品開発、販路拡大等に繋がる事業が対象です。  
（国・県の補助金等の交付を受けている事業を除く。）

### 支援の対象者

町内に主たる事業所を有し、商工会のサポートを得て積極的に事業に取り組む小規模事業者など。

※申請前に申請者・町・商工会の三者による事前相談が必要です。

### 支援の内容

区 分	補助率	限度額
事業の拡大、生産効率の向上等に供する事業	1/2以内	20万円
新商品・新製品開発事業	1/2以内	20万円
製品等の販路拡大のための展示会等参加事業 ※小売を主目的にしたものを除く。	1/3以内	県外:10万円 国外:20万円
経営改善、業態変更等に伴う専門家活用事業	2/3以内	30万円

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 商工振興係	Tel0241-62-6200
舘岩総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-72-2900





◆企業支援・就労対策

## 働き手確保支援事業補助金

### 事業の目的・趣旨

町内で人材確保に係る求人活動を積極的に展開する事業者を支援し、本町における持続可能な事業活動と雇用創出を図ることを目的とする事業です。

### 支援の対象となる事業

求人活動に係る合同企業説明会等の出展料、パンフレット作成や就職サイトへの募集広告等に係る経費の一部を助成します。

※正社員の採用及び配属を目的とするものに限りません。

### 支援の対象者

町内に事業所を有する個人事業主又は中小企業者

### 支援の内容

区分	対象費用	補助率・限度額
合同企業説明会等 出展事業	合同企業説明会等の参加に係る出展料	補助率 1/2 以内 限度額 10 万円
企業紹介パンフ レット等作成事業	人材確保に資する企業紹介パンフレットの 作成を専門業者に外注する際の費用	
企業紹介動画 作成事業	人材確保に資する動画の作成を専門業者に 外注する際の費用	
求人情報発信事業	①就職・転職情報サイトへ募集広告する際 の費用 ②新聞折込募集チラシ作成費用並びに新聞 折込料	

※ 1 事業者における申請は 2 年度に 1 回とし、  
同一年度の補助金限度額は 10 万円となります。

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 商工振興係 TEL0241-62-6200



◆企業支援・就労対策

## 信用保証振興資金融資制度信用保証料補給金

### 事業の目的・趣旨

南会津町信用保証振興資金融資制度による融資の信用保証料を補給し、中小企業者の経営の安定を支援することを目的とする事業です。

### 支援の対象となる事業

南会津町信用保証振興資金の融資を受けた中小企業者に対し、当該借入金の信用保証料を補給する。

### 支援の対象者

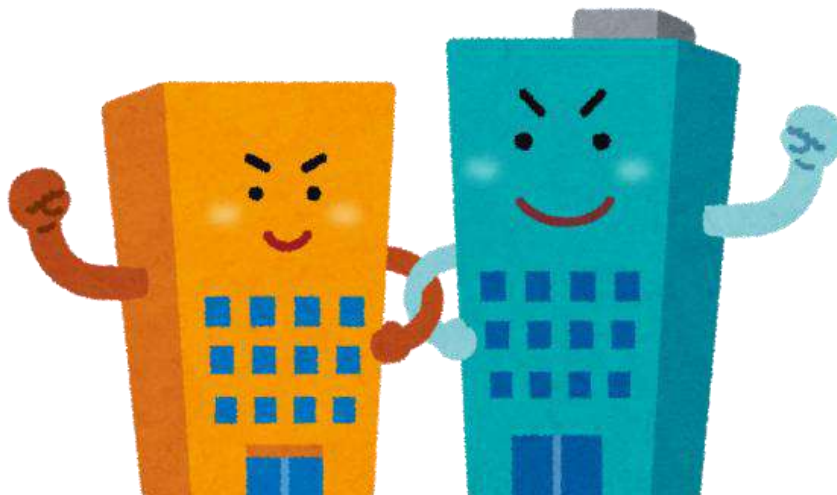
- ①町内に居住し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者で、借入計画が適当であると認められるもの。
- ②町税を完納しているもの。

### 支援の内容

信用保証料補給金の額は、振興資金借入に係る信用保証料に相当する額です。

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 商工振興係 TEL0241-62-6200  
 南会津町商工会 TEL0241-62-0329



◆企業支援・就労対策

## 企業立地促進奨励金

### 事業の目的・趣旨

町内に一定の投資額と雇用者を確保して立地した企業に奨励金を交付し、企業の定着と雇用の確保を図ることを目的とする事業です。

### 支援の対象となる事業

製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、卸売業、自然科学研究所、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業

### 支援の対象者

区分	投下固定資産総額	新規常勤従業員	
			うち町民雇用
製造業	2,700万円以上	10人以上	2/3（7人）以上
製造業以外	2,000万円以上	5人以上	2/3（4人）以上

### 支援の内容

区分	助成内容	備考
企業立地奨励金	固定資産税の1/2相当額	
賃貸借奨励金	土地建物賃貸借料の1/2～1/3相当額を3年間	単年度限度額 100万円
雇用奨励金	新規雇用 1人月 5万円×12月	限度額 300万円 (5人を限度)

※上記、業種・条件により基準があります。

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 商工振興係 TEL0241-62-6200



◆企業支援・就労対策

## 地域活力創生事業補助金

### 事業の目的・趣旨

町内に事業所を有する製造事業者等の産業競争力を強化し、企業業績の改善と雇用の安定、処遇の改善を図ることを目的として、製造業の革新的なものづくり等の生産性を向上させる設備投資の経費を支援する事業です。

### 支援の対象となる事業

区分	内容
生産機械・装置	生産力の増加が図られる機械装置（機械・装置、工具・器具、測定・検査工具、電子計算機、専用ソフトウェアなど。）の購入及び据え付け、修繕に要する経費
その他の設備費	生産力の増加を図ることを目的とした建物附属設備とその取り付け、修繕に要する経費

### 支援の対象者

町内で製造業を営む製造業者等で、商工会に加入して町税等を完納している法人または個人とします。

提出していただく事業計画書を審査して対象者を決定します。

- ①中 小 規 模 企 業（雇用者が2人以上）
- ②新規進出・創業企業（雇用者が3人以上）

### 支援の内容

- ①中 小 規 模 企 業：補助対象経費の1/2以内（上限100万円）
- ②新規進出・創業企業：補助対象経費の1/2以内（上限300万円）

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 商工振興係 TEL0241-62-6200



◆企業支援・就労対策

## 帰郷支援事業交付金

### 事業の目的・趣旨

慢性的に不足している看護師や准看護師を確保するため、町内の民間医療機関等へ就職する新規学卒者やU・Iターン者の支援を行うことを目的とする事業です。

### 支援の対象となる事業

新規学卒者は卒業の日から1年以内、U・Iターン者は転入の日から1年以内に、町内の民間医療機関等へ正規職員として就職した場合が対象になります。

### 支援の対象者

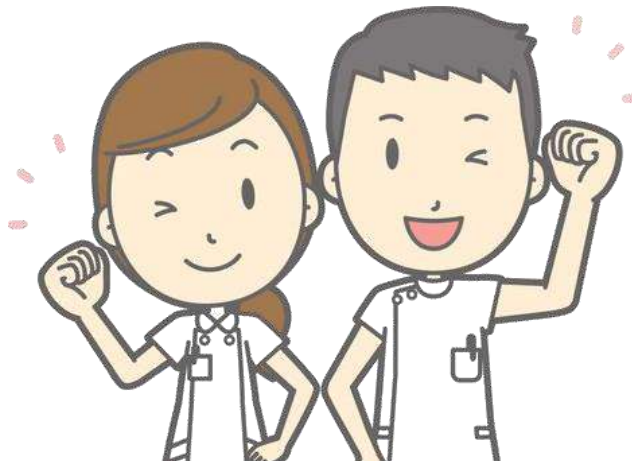
有資格者（看護師・准看護師）本人及びその家族が対象です。

### 支援の内容

区分	交付額
有資格者	50万円
配偶者	30万円
配偶者以外の扶養者	20万円

### 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 健康増進係      Tel0241-62-6180  
 舘岩総合支所町民課 住民係      Tel0241-78-3325  
 伊南総合支所町民課 住民係      Tel0241-76-7713  
 南郷総合支所町民課 住民係      Tel0241-72-2225



◆企業支援・就労対策

## 林産業雇用促進事業補助金

### 事業の目的・趣旨

林産業に従事する次世代の人材の雇用を促進し、林業成長産業化を推進することを目的とする事業です。

### 支援の対象となる事業

技術職員を新たに雇用した林業事業体に補助金を交付します。

### 支援の対象者

次のいずれにも該当する林業事業体が対象です。

- ①町税の滞納がないこと。
- ②新たに雇用した技術職員（以下「新規雇用者」という。）の契約期間に定めがなく、おおむね3年以上の雇用が見込まれ、かつ、週36時間以上の勤務であること。
- ③新規雇用者が町内に住所を有し、雇用開始日の年齢が60歳以下であること。
- ④新規雇用者が、補助金の申請日までに健康保険、厚生年金、雇用保険及び退職金共済制度へ加入していること。
- ⑤新規雇用者が、同一の林業事業体で過去に1年間以上の雇用履歴がないこと。
- ⑥新規雇用者が、同様の業種※において過去に1年間以上の職務履歴がないこと。
- ⑦補助金申請日に、新規雇用者の雇用開始日から1年を経過していないこと。
- ⑧過去に同一の新規雇用者で、南会津町グリーンワーカー支援事業、南会津町林産業人材育成支援事業及び雇用促進事業の補助金に該当していないこと。
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に該当しないこと。

※⑥の「同様の業種」に関しては、担当部署までお問い合わせください。

### 支援の内容

新規雇用者数	雇用開始日の年齢	補助金額
1人につき	45歳以下	8万円×24月
	46歳～60歳以下	8万円×12月

### 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林業振興係 TEL 0241-62-6220









## 令和6年度 集落・町民・企業支援ガイドブック

令和6年4月 発行

発行：南会津町

編集：総合政策課 地域振興係

〒967-8501 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1

TEL 0241-62-6210 FAX 0241-62-1288